

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和2年3月19日(2020.3.19)

【公開番号】特開2018-157194(P2018-157194A)

【公開日】平成30年10月4日(2018.10.4)

【年通号数】公開・登録公報2018-038

【出願番号】特願2018-11618(P2018-11618)

【国際特許分類】

H 01 L 21/677 (2006.01)

B 25 J 15/06 (2006.01)

【F I】

H 01 L 21/68 B

B 25 J 15/06 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月5日(2020.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

第一の側は、例えば第一の層又はキャリヤの底側である。この方法によれば、吸引器具はエンドエフェクタのキャリヤに、簡単で信頼性のある状態で取り付け可能である。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

密封口は、本体に第一の層の第一の側の逆の第二の側から取り付けられることが望ましく、密封口はまたキャリヤに吸引器具を取り付ける役割も果たす。第二の側は、たとえば第一の層およびキャリヤの上側であり、すなわち、通常の使用状態においてサブストレートがピックアップされる側である。